

移動期日前投票

次の日程で、移動期日前投票所を設置します。
投票区に関係なく、どなたでも投票できます。事前に入場券裏面の「宣誓書」に必要事項をご記入ください。

期 日	移動期日前投票所	開設時間（1か所2時間）
4月25日	勝平地区集会所	9時30分～11時30分
	達子集落生活改善センター	
	釜谷公民館	
	山本ふるさと文化館	12時30分～14時30分
	大口公民館	
	豊岡公民館	15時30分～17時30分
川尻自治会館		

不在者投票

●滞在地における不在者投票

長期出張などで他市町村に滞在している方は、滞在先の選挙管理委員会ですべての投票ができません。

【不在者投票の流れ】

- ①「不在者投票宣誓書兼請求書」を町選挙管理委員会から取り寄せ、必ず本人が記入し、町選挙管理委員会へ郵便等でご提出ください。（FAXやメールなど原本以外の提出は不可）
- ②町選挙管理委員会から滞在先へ投票用紙などが郵送されます。

郵送された投票用紙などは、そのまま滞在先の選挙管理委員会に持参し、不在者投票を行ってください。

※自宅で投票用紙に記入したり、不在者投票証明書の封筒を自分で開封すると、無効になりますのでご注意ください。

- ③投票済の投票用紙は、滞在先の選挙管理委員会から町選挙管理委員会へ郵送されます。

●指定施設での不在者投票

不在者投票ができる施設として指定されている病院や老人ホームなどに入院・入所している方は、施設への申し出により指定場所ですべての投票ができます。

●お体に障がいがある方の郵便による不在者投票

【不在者投票ができる方】

①身体障がい者手帳をお持ちの方のうち

- ・両下肢、体幹、移動機能の障がい、1級・2級の方
- ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい、1級・3級の方
- ・免疫、肝臓の障がい、1級～3級の方

②戦傷病者手帳をお持ちで、①と同程度の障がいがある方

③介護保険制度で、要介護5の方

投票日の4日前までに「郵便等投票証明書」を提示し、投票用紙を請求してください。

なお、郵便等投票証明書は、別途申請が必要です。詳しくは、選挙管理委員会へお問い合わせください。



選挙公報の配布

選挙公報は、新聞折込による配布のほか、ホームページや各公共施設でご覧になれます。

新聞を購読していない方で、ご自宅への配布を希望する場合は、選挙管理委員会へお申し込みください。

開票・参観人

●開票

- ・とき 4月26日 19時開始
- ・ところ 八竜体育館

●一般参観

- ・参観に必要な入場券は、次のとおり配布します。
- ・配布時間 当日11時～11時30分
- ・配布場所 役場本庁
- ・定員 先着50人

詳しくは、町ホームページをご確認ください。



▲詳しくはこちら